

山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金 (中心市街地賑わい拠点整備事業) Q & A (R8.4現在)

1 想定しているのはどのような事業か。

拠点に集まる人同士の交流が生まれ、それが地域に波及していくような拠点を整備することを想定しております。

- 例) ・ワークショップ・地域のイベントなど多世代が活用できるコミュニティスペース
・時間帯によって高齢者向けサロン、学生スペースと用途を分けるフリースペース
・まちづくりに関する活動を行う住民・学生向けのフリースペース

2 拠点で収益事業を行う場合に何か制限はあるのか

収益事業を行うことに関する制限はありません。ただし、運営にあたっては、地域住民等を幅広く集め、地域の交流の拠点となるような工夫をしていただく必要があります。

3 拠点は●年以上継続しなければならないなどの要件はあるのか。

●年以上継続しなければならないという要件はありませんが、地域住民の交流の拠点という性質から一定程度、長期間での運営を行っていただくことを想定しております。

なお、交付要綱第12条に財産処分の制限を規定しており、補助金により取得したものを、耐用年数を経過せずに処分する場合には、補助金の一部返還を命じる場合があります。

4 商店街で新たに開業する場合、この補助金は活用できるのか。

本事業は商店街に住民が集う拠点を整備する事業に対し、補助するものであり、営利のみを目的とした店舗を開業する場合には活用できません。

5 応募した場合、必ず採択されるのか。

事業内容によっては不採択の場合があるほか、補助予定数は1件を予定しているため、補助予定数を上回る応募があった場合には不採択、または申請額より減額して内示する場合があります。

6 新たに拠点を整備する事業だけが対象となり、既存の拠点到る運営費は補助対象とはならないのか。

新たに拠点を整備する場合の整備費や備品購入費などには活用できますが、既存の拠点到る家賃や光熱水費などの運営費は補助対象にはなりません。